

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (五件) …………… 一
- ……… (生活文化局計量検定所検査課) …………… 一
- 公共測量の実施 (三件) …………… 二
- ……… (都市整備局都市基盤部調整課) …………… 二
- 基本測量の実施 (三件) …………… 三
- ……… (同) …………… 三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等 …………… 三
- ……… (環境局総務部環境政策課) …………… 三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (三件) …………… 八
- ……… (環境局環境改善部化学物質対策課) …………… 八
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止 …………… 二
- ……… (福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課) …………… 二
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除 (二件) …………… 三
- ……… (建設局河川部指導調整課) …………… 三
- 土砂災害警戒区域等の指定 …………… 四
- ……… (同) …………… 四
- 土砂災害警戒区域等の指定 …………… 四
- ……… (同) …………… 四
- 開発行為に関する工事完了 (三件) …………… 四
- ……… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …………… 四
- 砂利採取業務主任者試験の実施 …………… 五
- ……… (産業労働局商工部地域産業振興課) …………… 五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …………… 五
- ……… (同) …………… 五

告示

●東京都告示第千二百二十六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計に限る。) の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 墨田区、足立区、葛飾区及び江戸川区
- 二 検査期日 令和三年十月十八日から同月二十九日まで
- 三 検査場所 特定計量器 (皮革面積計に限る。) の所在の場所

●東京都告示第千二百二十七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 豊島区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

令和三年十一月二十九日から令和四年一月二十八日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

- 三 検査期日
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百二十八号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 葛飾区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

- 三 検査期日 令和三年十一月八日から令和四年一月二十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千二百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 中央区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和三年十月十九日から同年十二月二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千百三十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 千代田区、豊島区及び葛飾区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和三年十一月一日から同年十二月二十七日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千百三十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量（MMS計測、既成図数値化及び修正数値図化）
- 三 測量の区域 板橋区、練馬区、北区、葛飾区、江戸川区、荒川区、台東区、千代田区及び中央区各地内
- 四 測量の期間 令和三年六月二十一日から令和四年二月二十八日まで

●東京都告示第千百三十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 稲城市
- 二 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 測量の区域 稲城市地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第千三百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区六町一丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年六月十四日から令和四年二月二十一日日まで

●東京都告示第千三百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
 - 二 測量の種類 基本測量(二等水準測量及び地盤沈下関連水準測量)
 - 三 測量の区域 江戸川区、江東区、中央区、千代田区、港区、品川区及び大田区各地内(一等水準測量)
- 千代田区、文京区、豊島区、板橋区、江東区及び江戸川区各地内(地盤沈下関連水準測量)

- 四 測量の期間 令和三年七月一日から令和四年二月二十八日まで

●東京都告示第千三百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(機動観測)
- 三 測量の区域 大島町及び小笠原村各地内
- 四 測量の期間 令和三年五月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第千三百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(国土広域情報修正測量)
- 三 測量の区域 東京都内
- 四 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第千三百三十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業段階関係地域の範囲
 - 中央区 八重洲一丁目、八重洲二丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋兜町、日本橋小舟町、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、日本橋人形町一丁目、日本橋人形町二丁目、日本橋堀留町一丁目、日本橋堀留町二丁目、日本橋大伝馬町、日本橋小伝馬町、日本橋富沢町、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、新川一丁目、新川二丁目及び日本橋箱崎町の区域
 - 二 千代田区 丸の内一丁目及び大手町二丁目の区域
- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
日本橋一丁目東地区市街地再開発準備組合

理事長 木村 平右衛門

中央区日本橋一丁目十七番十号

三 対象事業の名称及び種類

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目、日本橋小網町の各一部に位置し、A街区及びB街区に高層建築物を新築し、業務、住宅等の複合施設を、C、D、E街区に公共・公益等を整備するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年九月十五日から同年十月十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年十月二十九日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme>

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京都環境影響評価条例施行規則」に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域の特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(6)に示すとおりである。

なお、計画地は、「東京都環境影響評価条例」第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>① 工事の施行中 〔建設機械の稼働〕</p>	<p>二酸化窒素については、建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大0.076ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下を上下り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は39.3%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)は最大0.055mg/m³であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は34.1%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の採用等の環境保全のための措置を講じること、影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、予測結果のうち、二酸化窒素は評価の指標とした環境基準値を上回るが、浮遊粒子状物質は環境基準値を下回り、上記のような環境保全のための措置を講じること、影響の低減が図られると考える。</p>
<p>1. 大気汚染 〔工事用車両の走行〕</p>	<p>二酸化窒素については、工事用車両の走行が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は一般幹線道路で0.055～0.056ppm、支線・細街路で0.054ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまり、工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は一般幹線道路で0.1%～0.2%、支線・細街路で0.1%未満～0.1%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事用車両の走行が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)は一般幹線道路、支線・細街路ともに0.039mg/m³であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回り、工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は一般幹線道路、支線・細街路ともに0.1%未満である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるか下回るとともに、工事用車両による寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減が図られると考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
②下車の完了後	<p>〔関連車両[※]の走行〕</p> <p>二酸化炭素については、関連車両の走行が最大となる時期における、パッシングラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた下車の完了後の将来濃度(11平均値の年間98%値)は、一般幹線道路で0.055~0.056ppm、支線・細街路で0.054ppmであり、評価の指標とした「二酸化炭素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまる。関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は、一般幹線道路で0.1%未満~0.1%、支線・細街路で0.1%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、関連車両の走行が最大となる時期における、パッシングラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の2%除外値)は、一般幹線道路、支線・細街路ともに0.039mg/m³であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回り、関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は、一般幹線道路、支線・細街路ともに0.1%未満~0.1%である。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるか下回るとともに、関連車両による寄与率は小さいと考える。</p> <p>〔地下駐車場の供用〕</p> <p>二酸化炭素については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、パッシングラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(11平均値の年間98%値)は最大で0.053ppmであり、評価の指標とした「二酸化炭素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまる。地下駐車場の供用に伴う下車の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1%未満である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、パッシングラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の2%除外値)は最大で0.039mg/m³であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回り、地下駐車場の供用に伴う工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1%未満である。</p> <p>なお、駐車場内等におけるアイドリゾングスツアの通行等の環境保全のための措置を講じていること、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるか下回るとともに、地下駐車場の供用に伴う寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じていることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p> <p>〔熱源施設の稼働〕</p> <p>工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、パッシングラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた二酸化炭素の工事の完了後の将来濃度(11平均値の年間98%値)は最大で0.053ppmであり、評価の指標とした「二酸化炭素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまる。熱源施設の稼働に伴う工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるとともに、熱源施設の稼働に伴う寄与率は小さいと考える。</p>

※：関連車両＝工事の完了後(供用後)に、本事業により増加する車両(交通車)

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
①工事の施行中	<p>〔建設機械の稼働〕</p> <p>騒音については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予測される時期における工事区域敷地境界の最大騒音レベルは、解体工事期間で76dB、新築工事期間で76dBであり、評価の指標とした「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の基準値(85dB以下)を下回る。なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所集中稼働することがないよう計画するなど、環境保全のための措置を講じていること、建設機械の稼働による騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした規制基準値を下回り、さらには上記のような環境保全のための措置を講じていること、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の低減が図られると考える。</p> <p>振動については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予測される時期における工事区域敷地境界の最大振動レベルは、解体工事期間で75dB、新築工事期間で75dBであり、評価の指標とした「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」の基準値(75dB以下)を下回る。なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所集中稼働することがないよう計画するなど、環境保全のための措置を講じていること、建設機械の稼働による振動の低減に努める。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした規制基準値を下回り、さらには上記のような環境保全のための措置を講じていること、建設機械の稼働に伴う振動の影響の低減が図られると考える。</p> <p>〔工事用車両の走行〕</p> <p>騒音については、工事用車両の走行台数が最大となる時期において、工事用車両が走行する時間(6~19時)を含む昼間(6~22時)の道路端の騒音レベルは65~71dBであり、一部の地点で評価の指標とした「騒音に係る環境基準」の基準値を上回るが、この地点の工事用車両による増加騒音レベルは1dB以下(0.2dB以下)である。その他の地点は基準値を下回り、工事用車両による増加騒音レベルは1dB未満(0.2dB以下)である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じていること、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値を上回る地点もあるが、工事用車両による増加騒音レベルは1dB以下(0.2dB以下)と小さく、上記のような環境保全のための措置を講じていることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>①工事の完了後</p> <p>計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外(商業地域)であり、A、B街区の計画地西側敷地境界から約1,300m以遠の第一種住居地域及び計画地東側敷地境界から約1,400m以遠の準工業地域及び第一種住居地域が規制対象区域となっている。</p> <p>計画建物による冬至における日影は、この規制対象区域には生じない。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足すると考える。</p>
4. 電波障害	<p>①工事の完了後</p> <p>計画建物の設置により、地上デジタル放送については計画地の南西方向の一部の地域において遮へい障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遮へい障害が生じると予測されるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」(郵政省電波監理局長通達)に基づき、適切な障害対策(アンテナ設備の改修、CATVの導入、共同受信施設等の導入等)を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足すると考える。</p>
5. 風環境	<p>①工事の完了後</p> <p>防風対策を考慮した場合、計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境は、建設前と比較すると領域の変化は見られるが、すべて中高層市街地相当(オフランス街で見られる風環境)の領域Cにおさまっており、強風地域相当(好ましくない風環境)の領域Dの出現はない。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の土地利用は中高層市街地相当であり、計画建物の建設により風環境の変化はあるものの、防風施設等を適切に配置することで、すべての地点において領域Cにおさまるため、予測結果は評価の指標とした「風工学研究所の提案による風環境評価指標」に示されている風環境の領域区分に対応していると考ええる。</p> <p>〈風環境評価指標の領域区分〉</p> <p>領域A：住宅地相当(住宅地で見られる風環境)</p> <p>領域B：低中層市街地相当(領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境)</p> <p>領域C：中高層市街地相当(オフランス街で見られる風環境)</p> <p>領域D：強風地域相当(好ましくない風環境)</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>①工事の完了後</p> <p>〔主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度〕</p> <p>計画地周辺の主要な景観構成要素は、中高層～高層建築物、道路、橋、河川、首都高速の高架道路等であり、計画建物の建設により、景観構成要素を大きく変化させることはないと考えられる。</p> <p>本事業のA、B街区では、主要用途として業務・商業・カンファレンス・住宅・サービスアパートメント・生活支援施設等を整備する計画であることから、業務・商業・生活支援機能等が調和した魅力ある複合機能集積地の形成に寄与すると考える。</p> <p>この複合機能を備えた本計画建物は、日本橋川沿いの周辺開発事業の建築物群との調和を図りながら、日本橋・東京駅周辺地域全体のまとまりあるスカイラインを形成すると考える。</p> <p>建築物計画にあたっては、周辺建物と調和した一体感のある沿道景観の形成を図るために、歴史的建造物等の日本橋ダイヤビルディングなどの基幹部表情線の高さの連続性に配慮する。計画地内において、昭和通りと永代通りの交差点付近には、地上・地下を繋ぐ箱型空間となるアトリウムを、昭和通りと区道291号線の交差点付近には、日本橋川への起点となり、また兜町との人の流れを繋ぐ広場空間を設ける。また、昭和通りや広場空間に面した低層部には、主に商業用途の機能を配置することで、永代通りや兜町方面から日本橋川へ続く街並みにおける連続的な賑わい景観の形成を図る。この連続的な賑わい景観の形成にあわせて、周辺市街地を繋ぐ回遊性のある歩行者動線ネットワークを整備するとともに、計画地内沿道や広場空間内の地上部には連続的に配慮した中高木等の植栽配置や、低層部における緑化を施し、日本橋川への魅力的なゾーン空間形成を図る。</p> <p>これらにより、周辺市街地と調和し、歴史と文化を作かしたうるおいと風格ある街並み形成に寄与すると考える。</p> <p>日本橋川沿いに面するC、D、E街区には、公共・公益施設とともに、川沿いの憩いの場となる緑化された広場空間を整備する。人形町・浜町方面の市街地から日本橋川方面への視線を塞いでいた既存の中高層建築物群の撤去に伴い、川沿いの開放感ある空間が創出されることで、日本橋川沿いの賑わいや回遊性を高める川沿い景観の形成に寄与すると考える。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「歴史と文化を生かしたうるおいと風格ある街並みを形成しつつ、複合機能が調和した魅力ある複合機能集積地の形成」、「日本橋・東京駅周辺地域全体としてのまとまりのあるスカイラインの形成」、「周辺市街地との調和による風格ある通り景観の形成」、「日本橋川沿いの賑わいや回遊性を高める川沿い景観の形成」を満足すると考える。</p> <p>〔代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度〕</p> <p>近景域及び中景域の眺望地点からは、計画建物が周辺地域の新たな高層建築物として認識され、大手町・二丁目常盤橋地区や日本橋・1丁目中地区等とスカイラインを形成するなど、周辺開発事業の建築物とともに、周辺の既存建築物と一体となって、東京都心としての高度利用が進んだ都市的景観が形成されることが考えられる。</p> <p>遠景域の眺望地点からは、計画建物は見えないため、計画建物による眺望の変化はほとんどないと考えられる。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「日本橋・東京駅周辺地域全体としてのまとまりのあるスカイラインの形成」を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観(つづき)	<p>(圧迫感の変化の程度)</p> <p>工事の完了後の形態率は約46.9～約76.9%であり、現況の形態率からの変化量は約6.8～約29.7ポイントと予測する。また、計画地内における建物の形態率の変化量(既存建築物から計画建物への変化)は、約-1.9～約21.7ポイントと予測する。</p> <p>本事業において、計画建物の壁面は、単調とならないよう意匠上の分節化により視覚的な変化をつける、地上部には連続性に配慮した中高木等の植栽配置や、低層部における緑化を施す等の環境保全のための措置を実施することで、圧迫感の低減が図られると考える。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「圧迫感の低減を図ること」を満足すると考える。</p>
7. 史跡・文化財	<p>① 工事の施行中</p> <p>(計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度)</p> <p>計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地の存在はなく、計画地内の中央区登録文化財の「郵便発祥の地」の跡像、「海運橋親柱」は、必要に応じて地下構造等を確認の上、所在場所を変更するなど適切に保存することから、計画地内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれはないと考える。</p> <p>また、計画地周辺の中央区登録文化財の「日本橋野村ベルゼリオンゾウ門前」、東京都指定文化財の「名水白木屋の井戸」、中央区登録文化財の「小網神社社殿」等に対して、本事業の実施により直接改変することはない。これらの指定文化財等は計画地敷地境界から約80m以上離れているため影響はないと考えるが、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう、敷地境界(工事区域)の外周部に仮囲いを設置するとともに、計画建物外周部には山留壁(SMW等)を構築し、掘削に伴う周辺地盤の変形及び地盤沈下の抑制を図ることから、計画地周辺の文化財の保存に影響を及ぼすおそれはないと考える。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考える。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>(文化財の周辺の環境の変化の程度)</p> <p>計画地周辺には、中央区指定文化財の「日本橋野村ベルゼリオンゾウ門前」、東京都指定文化財の「名水白木屋の井戸」、中央区登録文化財の「小網神社社殿」のほか、国指定文化財の「日本橋」等があるが、日影については、文化財が人工的な構造物であることから、日影時間の変化により影響を及ぼすことはないと考え。また風環境については、それぞれの文化財が応答する周辺の風環境評価結果が本事業の建設前と同じであることから、本事業の実施により著しい影響を及ぼすことはないと考え。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千三百三十八号

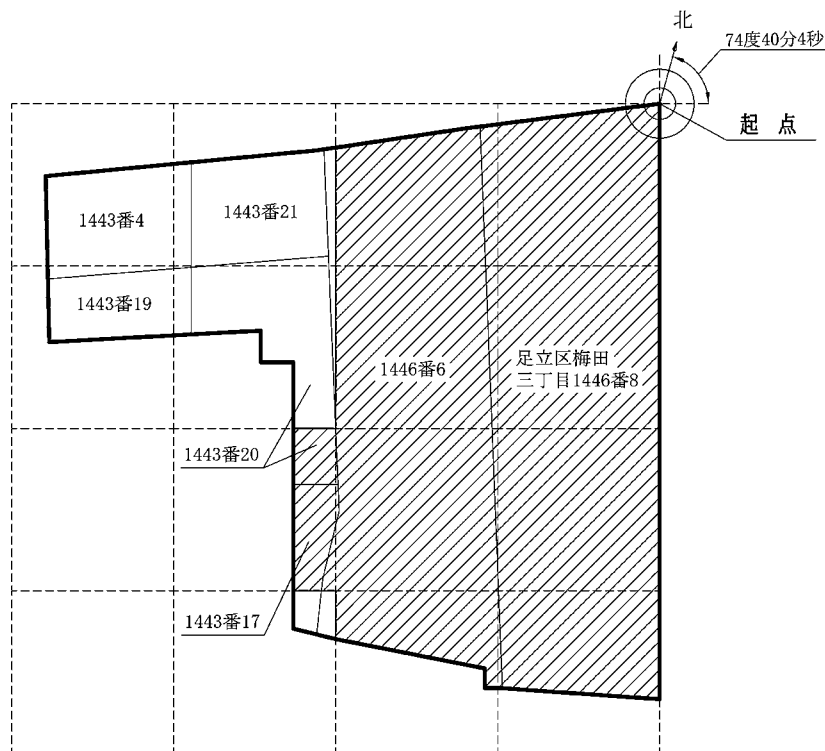
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第九百七十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区梅田三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、足立区梅田三丁目1446番8の最北端とする。

【格子の回転角度 (74度40分4秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

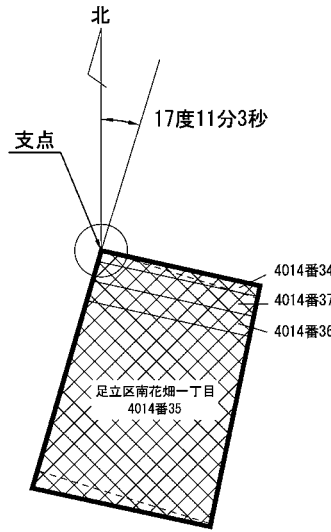
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区南花畑一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ⊗ 指定を解除する区域

【格子の回転角度（17度11分3秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、足立区南花畑一丁目4014番34の最北端とする。

●東京都告示第千四百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千五百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

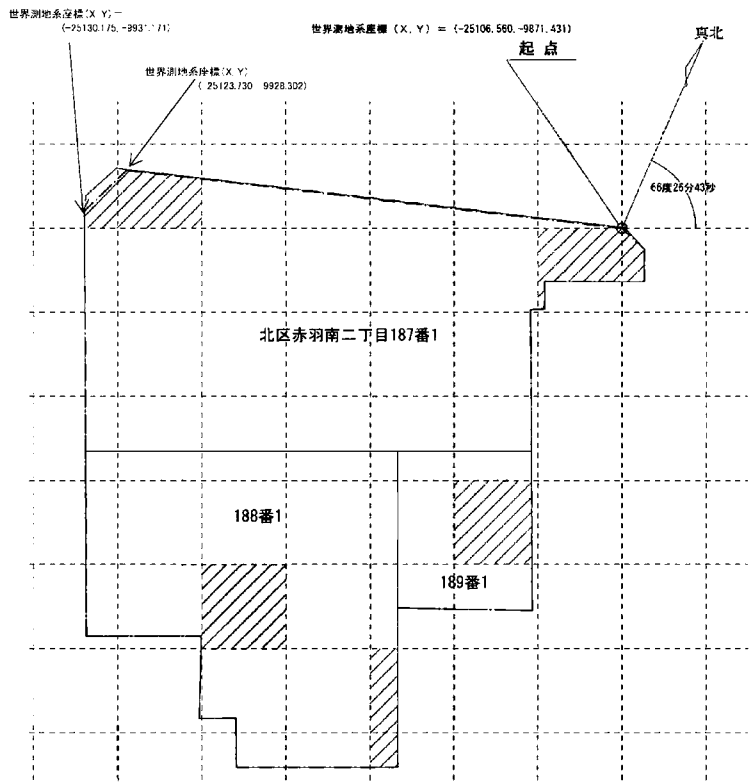
一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区赤羽南二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 境界線
- - - 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、座標値 (X=-25106.560 Y=-9871.431) とする。
 起点の座標は、世界測地系座標により作成した。

【格子の回転角度 (66度26分43秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人埼玉県保育事業団	けやき訪問介護 竹の塚支所	足立区六月2-5-12 第3清孝荘202	令和3年7月1日
ALSOK介護株式会社	アミカ明大前介護センター	杉並区和泉2-7-4 ハイコーボ明大前105	令和3年7月31日
社会福祉法人ドリームグイ	ドリームステーション	北区上十条2-1-12	同日
有限会社漢友堂	らいらっくケア	北区赤羽1-36-11	同日
一般社団法人ささえる手	訪問介護事業所カブトムシ	練馬区東大泉1-16-17 ヴィジアンコート大泉105	同日

サービスの種類 高度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人埼玉県保育事業団	けやき訪問介護 竹の塚支所	足立区六月2-5-12 第3清孝荘202	令和3年7月1日
ALSOK介護株式会社	アミカ明大前介護センター	杉並区和泉2-7-4 ハイコーボ明大前105	令和3年7月31日
有限会社漢友堂	らいらっくケア	北区赤羽1-36-11	同日
一般社団法人ささえる手	訪問介護事業所カブトムシ	練馬区東大泉1-16-17 ヴィジアンコート大泉105	同日

サービスの種類 同行介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社ナチュラルケア	ナチュラルケア	大田区仲六郷1-45-6 星野ハウス1階	平成30年12月31日
株式会社DWCITY	圏ダイヤ杉並訪問介護事業所	杉並区西荻北4-16-8-205	令和3年6月26日
有限会社漢友堂	らいらっくケア	北区赤羽1-36-11	令和3年7月31日

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
TO SESSION株式会社	事業所ICHIZEN	大田区千鳥2-7-5 サンモールこじま1階	令和3年7月31日

●東京都告示第千四百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	南麻布三丁目	103001-K136	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		103001-K137		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
港区	南麻布三丁目	103001-K137	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千四百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第四百十二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	下落合四丁目	104001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新宿区	下落合四丁目	104001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千四百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	下落合四丁目	104001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新宿区	下落合四丁目	104001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年九月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
稲城市大字押立字下関千二百
府中市晴見町二丁目十二番
三十二番四、千二百三十三番
地の一
五、同番地先及び千二百三十
株式会社アルファ
代表取締役 比留間正太郎
四番

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年九月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
稲城市大字矢野口字根方二千
町田市中町一丁目十七番三
七百六十番四、同番六、同番
号
六地先、同番七から同番二十
株式会社ミノワホーム
七まで、二千七百六十一番三、
代表取締役 萩原 謙
同番五及び二千七百七十四番
四

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市下里一丁目千百八 練馬区石神井町二丁目二十
十一番一、同番一地先、同番 六番十一号
二から同番六まで、千百八十 一建設株式会社
二番一から同番六まで、千百 代表取締役 堀口 忠美
八十三番五の一部、千百九十
番二及び同番五

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

令和三年十一月十二日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番地の一
東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和三年十月十四日(木曜日)から同年十一月五日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号及び青梅市河辺町六丁目四番地の一)及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和三年十月二十八日(木曜日)から同年十一月五日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話〇三(五三二〇)四七八八

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 西友深沢店

二 店舗所在地 世田谷区深沢一丁目八番一号

三 設置者名 日本濾過器株式会社

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年九月二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年九月十五日から同年十月十五日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

